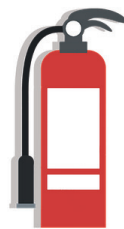




すべての飲食店等に消火器の設置が義務化されます

平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災を受けて、消防法施行令が改正され令和元年10月1日から原則として延べ面積にかかわらず、火を使用する設備又は器具を設けたすべての飲食店等に消火器具の設置が義務付けられました。新たに設置対象となる飲食店等については、9月30日（月）までに必ず消火器具を設置してください。ただし、IHコンロ等、直接火を使用しない設備・器具のみの場合は除かれます。



消火器の設置が必要な飲食店等とは

- 調理器に調理油過熱防止装置が付いていない。
(鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置)
- 厨房に自動消火装置が設置されていない。
- カセットボンベ内の圧力上昇を感知し、カセットコンロ本体へのガス供給を停止する安全装置がない。

どこに設置すればいい？

火を使用する設備又は器具が設置させられている階ごとに設置が必要となります。

設置後の点検・報告について

今回の法改正により設置される消火器具は、消防法令に基づく点検・報告が必要です。飲食店等の場合、6カ月ごとに点検し、所定の様式で管轄の消防署へ1年に1回の報告が必要です。

参考：総務省消防庁の『消火器点検アプリ』が活用できます。

○点検報告に必要な書類は幡多西部消防組合ホームページよりダウンロードできます。



ご質問・お問い合わせ等
ございましたら……

【問い合わせ先】

代表電話 63-3111
火災・災害用 63-3300
FAX 63-3396

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111

「夜間中学」を体験してみませんか

高知県教育委員会では、県民の皆さんに夜間中学の様子を知っていただくため、県内各地で「体験学校」を開催しています。第18回は宿毛市で行います。夜間中学に関心のある方や通ってみたい方、また、身の回りで「通ってみたい」と話している方がいましたら、お誘い合わせのうえ、お気軽にご参加ください。

- 日時** 8月30日（金） 18時～20時
場所 宿毛文教センター1階 多目的ホール
対象者 県内にお住まいの中学生以上の方
 ※宿毛市役所および宿毛市教育委員会などに案内チラシを置いています。また、高知県教育委員会ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

教科等	おもな内容
学級活動 (30分)	オリエンテーション、自己紹介など
体育 (30分)	体を動かして楽しもう
休み時間 (10分)	
国語 (30分)	言葉を感じ、味わおう
学級活動 (20分)	感想や意見の交流、アンケートなど



問 高知県教育委員会事務局小中学校課 ☎ 088-821-4735
 高等学校課 ☎ 088-821-4846
 学校教育課 ☎ 63-1102